

## 食の安全・安心推進会議（第 36 回）議事録

1 日 時 令和 8 (2026) 年 7 月 15 日（水） 14:00～15:30

2 場 所 栃木県公館大会議室（宇都宮市昭和 1－1－38）

### 3 出席者（名簿順）

- (1) 出席委員 荒牧委員、石井委員（会長）、今村委員、岩崎委員、菊地委員、  
郡司委員、竹原委員、塚原委員、中村委員（副会長）、  
服部委員、藤波委員、堀口委員、前田委員、山崎委員
- (2) 欠席委員 寺山委員、和久井委員
- (3) 事務局（県） 横山保健福祉部次長、高山農政部次長、秋田保健福祉部医薬・  
生活衛生課長

ほか

### 4 議事録

#### 【司会】

ただいまから「第 36 回とちぎ食の安全・安心推進会議」を開会いたします。はじめに、会議の進行についてですが、開会挨拶の後、議事に入らせていただきます。おおむね午後 3 時 30 分の終了を予定しておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、栃木県保健福祉部次長から御挨拶を申し上げます。

#### 【保健福祉部次長】

第 36 回とちぎ食の安全・安心推進会議の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、食品安全行政をはじめとする保健福祉行政の推進に日頃から格別の御理解と御協力を賜りますとともに、本日は御多用のところ、当会議に御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、食は、私たちが健康で豊かな生活を送るために欠かすことのできないものであり、県では食品の安全性の確保を県政の重要な柱の一つとして位置づけております。一方で、食の安全を取り巻く状況は、依然として厳しいものがあります。令和 6 年度には、紅麹関連製品による大規模な健康被害が発生したほか、昨年度以降、ノロウイルスによる食中毒也多発しております。また、産地偽装や賞味期限の改ざんなど、食品に対する信頼を損なう事案も発生しており、食品の安全性及び信頼性の確保の徹底が引き続き求められます。

このような中、県では本年 3 月にとちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画の 5 期計画を策定いたしまして、本年度から新たな計画期間がスタートしております。生産から消費に至るまでの食品の安全性と信頼性を一貫して確保するため、関係部局が連携しながら各種施策を着実に推進してまいります。

本日の会議では、4 期計画に基づく施策の実績及び評価等につきまして御報告し、委員の皆様から御意見をいただくこととしております。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に

あたっての挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【司会】

次に、委員の出欠について御報告いたします。本日は委員 16 名のうち 14 名の委員に御出席をいただいておりますので、とちぎ食の安全安心推進会議規則第 5 条第 2 項の規定に基づく、過半数の委員の出席の規定を満たしており、本会議が有効に成立いたしますことを御報告申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。この後の進行につきましては、会議規則第 5 条に基づき、石井晴夫会長をお願いいたします。

【会長】

皆さん、こんにちは。御紹介いただきました、会長を仰せつかっております石井晴夫と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

急にこのところ真夏を迎えておりまして、食の安全・安心の観点からは、食中毒等々、外食・飲食店の方々も大変気にしております、衛生管理、それから家庭では生活衛生の観点から、しっかり対応しなければならないということをいろんなマスコミ報道でも皆様がお感じになっているところだと思います。

昨日、国の方で下水道に関する総括質疑があつて、今日、改正法案が参議院を通りまして、成立しました。そういう中で、口から入る食品、飲料水も食品でございますので、そこから汚水として、あるいは生活用水として出ていく処理水についても、現在、様々な観点から、インフラの重要事項として、ライフラインを守るべく鋭意取り組んでいるところでございます。今、改めて高度経済成長から 50 年が経って、様々な社会インフラが老朽化を迎えているという状況の中にございます。そういう中で、特にインバウンドで 3 千万人近い方々を去年は迎えており、皆さんの関心は、やはり日本の食にあります。もちろん観光地もそうですが、最も皆様に関心のあるのは日本の食文化であるということは、もう紛れもない事実でございます。栃木県の食品、そして農産物をインバウンドの方々に味わっていただいて、本当に感銘をいただいております。私もいろんなところにお連れするんですけど、各国から来られた海外の先生方も非常に喜んでいただいております。今まで食べたことがないような栃木県のゆば。これは本当に今、抹茶と同様に、健康に良い食品としてもものすごい人気がございます。ゆばをはじめ、農産物、乳製品、アイスクリームも含め、本当に栃木県が今、日本全国のみならず、世界に打って出る絶好のチャンスでございます。今、輸出ブームでございます。輸入製品は高い。輸出は単位あたりで見ると、非常に利益率が高くなるということで、国際標準で栃木県の産業の強化を、本日御参加いただいている農業士会、JA、食品業界の皆様一体となって進めていきたいと思っております。マーケティングの方は我々も一緒になってやりますので、ぜひ、皆様方のお力添えを賜りながら、栃木県の食品産業のさらなる発展をぜひ実現していきたいと思っております。中村副会長先生と我々も一緒になって、このとちぎ食の安全・安心推進会議をさらに強固なものに進めていきたいと思っておりますので、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは着座にて早速、審議を進めさせていただきます。議題（１）「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（４期計画）の実績・評価について」から始めます。事務局からまず御説明をいただいた後に、委員の皆様から御意見、御質問をお受けしたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願い申し上げます。説明は、着座のままで結構でございますので、よろしくお願いします。

【保健福祉部医薬・生活衛生課長】

本日は、前回２月の会議以降、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（４期計画）の令和７年度各種施策の実績報告の前に、当該計画につきまして、簡単にではございますが、御説明をさせていただきます。

はじめに、お手元の資料 No. 2 「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」の冊子を御覧ください。基本計画自体は、この冊子の 45 ページ、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」の第 8 条の規定に基づきまして、平成 20 年 3 月に初めて策定をいたしました。今年度から 5 期計画がスタートしてございます。

続きまして、資料の No. 1 をお手元に御用意いただければと思います。「令和 7 年度食の安全・安心・信頼性の確保に向けた施策に関する報告書～４期計画に基づく実績報告～（素案）」を御覧ください。最初のページから 2 枚おめくりいただきまして、1 ページをお開きください。中段のところに 4 期計画の趣旨がございます。この計画は、食の安全確保に向けた施策を継続的に推進するとともに、国の施策や食中毒の発生状況など、食を取り巻く環境の変化を踏まえまして、生産から消費に至るまで、食品の安全性と信頼性を一貫して確保することを目的として策定してございます。計画の期間につきましては、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 か年でございました。計画の基本的な考えにつきましては、1 ページの下段を御覧ください。3 つの基本的な考えにより施策を体系化しまして、総合的かつ計画的に推進することとしてございます。まず 1 つ目の「生産から販売に至る各段階における食の安全の確保」では、事業者による自主的な取組を推進するとともに、行政による監視指導等により、食品の安全性と信頼性の確保や、生産から販売に至る各段階において、環境に調和した事業の推進を図ることとしております。次に、2 つ目の「食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化」では、総合的な食品安全行政を推進するため、関係機関の連携を強化するとともに、食品等事業者に対する監視指導体制の充実強化をはじめ、危機管理体制の強化を図ることとしてございます。続きまして、3 つ目の「消費者の食に対する信頼性の確保」におきましては、食品の安全性に対する県民の信頼を確保するため、消費者、事業者、行政等、関係機関関係者間の情報共有及び相互理解の推進を図ることとしてございます。

2 ページから 3 ページは、施策の体系でございます。4 期計画では、3 つの基本目標に対しまして、14 の施策目標を設定し、これに関連する 45 の個別事業を掲げてございます。事業の進捗状況を確認するものとしまして、20 の指標を設定してございました。こ

の報告書（素案）は、4期計画の5年間の指標の達成状況と、令和7年度の個別事業の実績報告をまとめたものになります。

続きまして、4ページから6ページは、目標値の達成状況でございます。それぞれの指標につきまして、目標値を設定しておりますので、その達成状況に応じた評価を行ってございます。

4ページの上段の評価区分について御説明させていただきます。指標に対する目標値は、年度ごと又は最終年度（令和7年度）における値としてございます。年度ごとに進捗管理をしながら推進して参りました。「①年度ごとの目標を設定した指標の各年度の評価」につきましては、評価区分を丸（○）、三角（△）、バツ（×）とし、年度ごとの達成状況が80%以上を丸（○）、50%以上80%未満を三角（△）、50%未満をバツ（×）として評価してございます。「②5年間の達成状況」につきましては、「A」、「B」、「C」で評価いたします。年度ごとの評価が全て丸（○）、又は最終年度の達成状況が80%以上の場合を「A」、年度ごとの評価が丸（○）及び三角（△）、又は最終年度での達成率が50%以上、80%未満の場合を「B」、年度ごとの評価にバツ（×）がある、または最終年度の達成率が50%未満の場合を「C」といたします。

「③施策目標ごとの評価」でございますが、指標の達成状況が「A」のみの場合を「良好」、指標の達成状況に「B」がある場合は「おおむね良好」、指標の達成状況に「C」がある場合は「未達成の年がある」と評価をいたします。

この報告書は、本日の会議終了後、9月の県議会へ報告を経まして、県民の皆様公表することといたしております。

本日は、報告書素案の内容について、御説明をし、委員の皆様から御意見をいただきたいと考えております。いただいた御意見につきましては、今後の報告書の作成に反映してまいります。各指標の達成状況及び令和7年度の個別の事業の実績につきましては、それぞれ農政部並びに保健福祉部から報告をさせていただきます。私からの説明は以上でございます。

#### 【会長】

ありがとうございます。それでは続きまして、よろしく申し上げます。

#### 【農政部次長】

資料1、報告書の4ページを御覧下さい。時間の関係もございまして、目標値の実績を中心に報告をいたします。まず、基本目標1の（1）の1つ目の施策目標として、「①安全で環境に調和した農産物の生産の推進」を掲げております。4期計画では、GAPの実践により、農薬の適正な使用の徹底、化学肥料や化学合成農薬の使用の低減、さらには安全で環境と調和した農産物の生産を推進していくこととしております。GAPとは、農業生産工程管理のことでありまして、農産物・食品の安全、環境の保全、作業者の安全を確保するため、農産物生産の各工程で、作業などの記録、点検、評価を行い、生産の工程を改善していく取組であります。こちらの指標達成状況は、「ア」「イ」「ウ」のうち、「ア」と「ウ」につきましては、5年目の実績で評価するとなっているものでござい

ます。3項目すべてで「A」評価となり、施策達成状況は「良好」となりました。それぞれの指標の最終年度実績について、7ページ以降で説明をいたします。

資料7ページの方に御移動いただきまして、1つ目の指標「ア. 県GAP規範に基づく取組及び農場点検を行う組織」につきましては、各地域の農業振興事務所と関係機関が連携した生産組織などへの働きかけにより、令和7年度の農場点検の実施率は、前年度から4ポイント増え、55%となり、おおむね目標を達成することができました。引き続き、取組拡大に向けた指導体制の強化をしてまいります。

また、2つ目の指標「イ. 農薬使用者・農薬販売者に対する立ち入り検査数」では、令和7年度は210件の実績となりました。立ち入り検査の結果、農薬使用者や農薬販売者に対し、適切な農薬の管理と使用について改善指導を行ってまいりました。引き続き、適正使用に係る指導と啓発に努めてまいります。

3つ目の指標「ウ. 天敵農薬の使用面積」につきましては、令和7年度は前年度から56ha増え、1341haとなり、最終目標を達成することができました。天敵農薬とは、農薬として登録された害虫を食べる昆虫や微生物などのことです。引き続き、こうした天敵農薬を含む総合的病害虫、雑草防除、いわゆるIPMの様々な手法について、圃場での試験などを通じ、それぞれの生産にあった効果的な方法の普及に取り組んでまいります。

次に、お手数をおかけしますが、4ページにお戻りいただきまして、2つ目の施策目標「②安全で環境に調和した畜産物の生産の推進」について説明します。この施策目標では、畜産物の生産において、家畜の飼養衛生管理のさらなる向上や、動物用医薬品の適正使用などを図ることにより、安全・安心で環境と調和した畜産物の供給を推進していくこととしています。こちらの施策達成状況は「おおむね良好」となりました。各指標の最終年度実績について説明します。

資料10ページを御覧ください。1つ目の指標「ア. 動物用医薬品、飼料に関する指導・検査数」では、毎年100件を目標としているところ、令和7年度は131件の立入検査を行いました。この結果、売り場において動物用医薬品とその他雑品が混在して販売されていたなどの事例について、販売事業者等に対する改善指導を行い、適切な動物用医薬品の管理や使用の推進を図りました。引き続き指導を継続してまいります。

2つ目の指標である「イ. HACCP方式に基づく管理手法の指導」については、HACCPを取得している、又は、取得を目指す畜産農家を対象として指導することとしており、令和7年度は全18戸の農場に対して指導実施をいたしました。HACCP方式に基づく管理手法とは、農場における衛生管理を向上させ、安全な畜産物の供給を推進するため、HACCPの考え方を取り入れ、危害要因を防止するため、重要管理ポイントを設定し、継続的に監視記録を行うことにより、農場段階で危害要因をコントロールする手法のことです。今後も、すでに認証を取得している農場に対しては、構築したシステムを適切かつ継続的に運用していくよう指導していくとともに、これから認証を受ける農場については、認証取得に向け指導し、畜産物の安全の確保につなげてまいります。

3つ目の推進目標「ウ. 人獣共通感染症のサーベイランスの強化」については、鳥イ

ンフルエンザウイルス浸潤状況を確認するため、毎年検査することになっており、令和7年度は21戸の実績となっております。目標の30戸に達成しておりません理由といたしましては、令和6年度に、国が特定家畜伝染病防疫指針を改正し、検査対象戸数が見直され、改正前より減ったためでございます。指針上の実施戸数である14戸は上回っておりまして、その結果は、全戸とも陰性でございました。今後もリスクが高まる冬場を中心として検査を実施し、鳥インフルエンザの発生防止を図ってまいります。

続いて5ページに再びお戻りください。3つ目の施策目標「③安全で環境に調和した水産物の生産の推進」について説明いたします。ここでは、水産物の生産において、水産用医薬品の適正使用等の養殖衛生管理のさらなる向上や、放射性物質検査の徹底を図ることにより、安全・安心で環境と調和した水産物の供給を推進することとしております。こちらの施策達成状況も「良好」となりました。

各指標の最終年度実績について説明します。各指標につきましては、14ページでございます。1つ目の指標である「ア．養殖等経営体に対する養殖衛生管理指導」では、県内57の全養殖場等に対して、病気の被害や医薬品の使用状況の実態調査を行うとともに、水産用医薬品の適正使用を指導し、病気の軽減や養殖魚の安全性確保に向けた取組を推進いたしました。

2つ目の指標「イ．各漁協管内における放射性物質モニタリング検査」では、令和7年度、すべての水域において検査を実施しました。引き続き、養殖衛生管理指導及び放射性物質モニタリング検査の実施により、水産物の安全性を確保してまいります。

農政部からの説明は以上といたします。

#### 【会長】

ありがとうございます。それでは引き続きまして、お願いいたします。

#### 【保健福祉部医薬・生活衛生課主幹】

それでは引き続きまして、環境森林部、保健福祉部及び教育委員会所管の関係事業につきまして、説明させていただきます。最初に、資料の修正がございます。6ページを開いてください。6ページの表について、一番上の「②食品等事業者に対する監視指導の充実」、「ア．食品関係施設に対する監視指導」の実績が令和3年度から69、74、99、105でその次98とあるんですが、この98を99に修正していただければと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは説明を始めます。4ページ、5ページを開いてください。基本目標1の「(1)生産段階での安全確保」におきまして、施策目標「④安全で、環境に調和した特用林産物の生産の推進」における環境森林部の事業と、基本目標1の(2)以降の事業で、保健福祉部主要事業について説明いたします。

15ページを御覧ください。基本目標1の「(1)生産段階での安全確保」における施策目標「④安全で、環境に調和した特用林産物の生産の推進」についてですが、野生山菜・きのこの販売所196か所を対象に、年1回以上指導を行うことを指標とし、目標である実施率100%を達成することができました。

16 ページを御覧下さい。基本目標 1 の「(2) 製造・加工・流通・販売段階での安全確保」における施策目標「①食品等事業者における衛生管理の推進」について説明いたします。

まず、実績を説明する前に、HACCP における衛生管理について、簡単に補足説明させていただきます。HACCP は、令和 3 年 6 月に食品衛生法が改正され、原則全ての食品等事業者に取り組みが義務化されました。このことから、食品等事業者は、自らが食品を製造する際に、原料受け入れから製品の出荷に至るすべての工程で、食中毒菌汚染などの危害の要因を把握し、これを除去するための重要な工程を管理し、食品の安全確保に取り組んでおります。

それでは、(1) 目標値について、指標「ア．大規模事業者（HACCP に基づく衛生管理を実施する施設）への専門監視件数」について説明いたします。大規模事業者への専門監視件数につきましては、年間 20 施設の実施を目標としています。令和 3、4 年度はコロナ禍の影響を受けて目標が達成できませんでしたが、令和 5 年度以降は、監視件数を増加して対応した結果、目標とする 5 年間で 100 施設の監視指導を達成できました。続いて 17 ページを御覧ください。(2) 指標の達成状況について、指標「イ．小規模事業者の HACCP の取組具合の確認（点検 5 項目）」について説明いたします。点検 5 項目の具体的内容についてですが、HACCP 衛生管理手引書を活用し、自らの衛生管理や作業工程に当てはめているか、原料の受け入れや手洗いなど一般衛生管理は設定されているか、食品の製造工程において、重要管理ポイント、例えば加熱調理工程における適切な温度・時間が設定されているか、それらの衛生管理が適正に実施されていたかを記録し、保存しているかなどを 5 項目に区分し、小規模事業者に対し点検を実施しました。点検結果については、適正に実施された項目数の平均値を算出し、結果を取りまとめました。なお、平均値は、令和 3 年 6 月からの累計で算出し、令和 7 年度に平均 4.1 項目となり、目標を達成することができました。引き続き、食品等事業者の規模、製造する食品の特徴やその製造工程を考慮し、加えて事業者における HACCP の理解深化を図り、HACCP 定着が着実に進むよう丁寧に対応してまいります。

指標「ウ．保育所等の施設指導を通じた食物アレルギー発症時緊急対応に関わる体制整備支援」及び指標「エ．学校給食関係者対象の衛生管理や食物アレルギーについての研修の実施」については、各年度目標どおりに進捗し、目標を達成することができました。

21 ページを御覧ください。基本目標 1 の施策目標「②食品等事業者に対する監視指導の充実」について説明いたします。(1) 目標値について、指標「ア．食品関係施設に対する監視指導」、指標「イ．食品表示合同監視指導」、指標「ウ．食品検査の実施」につきましては、栃木県食品衛生監視指導計画に基づき、健康福祉センター、いわゆる保健所が主体的に対応することとして、その実施率 100%を目標としました。令和 3、4 年度は、コロナ禍の影響を受け、目標を達成することができませんでしたが、令和 5 年度以降は計画どおりに進捗し、目標を達成することができました。

指標 2 についての補足です。目標値の設定について、令和 6 年度以降、目標店舗数を 86 店舗から 48 店舗に修正しました。令和 5 年度までの監視指導の結果などから、県域事業者が製造した食品を頻繁に取り扱う農産物直売所、物産店、道の駅などで、不適切な食品表示の件数が継続的に確認されており、当該事業者における食品表示法の習熟度が浅いことがその要因として考えられたため、時間をかけて丁寧な指導・助言が必要となることを踏まえ、令和 6 年度以降の年間目標店舗数の設定を 5 年に一巡に修正し、合同監視を実施したところでございます。

26 ページを御覧ください。基本目標 2 の「(1) 体制の充実及び関係機関の連携強化」、施策目標「②監視指導体制及び検査体制の充実・強化」について説明いたします。(1) 目標値について、指標「ア. 残留農薬一斉分析における検査項目数の維持」及び指標「イ. 食品表示関係者会議等での事例検討会の実施」につきましては、目標を達成することができました。

31 ページを御覧ください。基本目標 3 の「(1) 消費者・事業者・行政間の情報の共有」の施策目標「①消費者、事業者、行政間の情報の共有の推進」について説明いたします。(1) 目標値について、指標「ア. 食の安全に関する情報発信回数」及び指標「イ. 県内小中学校を対象とした講習会の実施市町数」については、目標どおりに進捗し、目標を達成することができました。

お手数ですが、4 ページにお戻りください。4 期計画の達成状況については、4 から 6 ページの記載のとおり、各施策における 5 年間での保健福祉部関係事業の達成状況は、総じて「良好」でありました。一部について、「おおむね良好」、「未達成の年がある」という達成状況が確認されたため、そのことについて御説明させていただきます。

5 ページの下段「(2) 製造・加工・流通・販売段階での安全確保」、施策目標「①食品等事業者による衛生管理の推進」について、指標「ア. 大規模事業者への専門監視件数」の令和 3 年度の評価において三角(△)がついたことから、指標の 5 年間の達成状況が B となり、施策目標の達成状況については、「おおむね良好」と評価しました。

6 ページ上段、「②食品等事業者に対する監視指導の充実」ですが、指標「ア. 食品関係施設に対する監視指導」及び指標「イ. 食品表示合同監視指導」の令和 3、4 年度の評価について三角(△)がついたことから、それぞれの指標の 5 年間の達成状況が「B」となり、また、指標「ウ. 食品の検査の実施」において、令和 3 年度の評価についてはバツ(×)、令和 4 年度の評価については三角(△)がついたことから、指標の 5 年間の達成状況が「C」となり、施策の目標の達成状況については、「未達成の年がある」と評価しました。これまでの説明にもありましたが、令和 3、4 年度はコロナ禍の影響を受けております。その結果、一部が「概ね良好」、「未達成の年がある」という達成状況の評価となりました。しかしながら、令和 5 年度以降は、各年度の目標とする達成率に到達できており、4 期計画における 5 年間での各施策の達成状況の評価は、総じて良好に進んだと考えております。

以上、4 期計画に基づく実績報告に関する説明を終了します。

### 【会長】

ありがとうございました。ただいま各項目ごとの実績及び達成状況の一覧等々、事務局から御説明をいただきました。この5年間、最後に御説明がありましたように、令和3年度、4年度コロナ禍にありまして、特に3年度が厳しかったということで、なかなか思うように食品検査の実施もできなかったと。これは不可抗力でございますので、致し方ないことだと思います。そういう状況の中でも、本当に保健福祉部、農政部、一体となって頑張っていたということ、心から感謝を申し上げたいというふうに思っております。それでは早速でございますが、ただいまの御説明につきまして、委員の皆様から御意見御質問等を賜りたいと思います。

### 【委員】

御説明どうもありがとうございました。評価法について教えていただきたいのですが、例えば、5ページが一番上段の「ウ．人獣共通感染症のサーベイランスの強化」は、一番最後の年に三角（△）になりましたが、これはさっき10ページに御説明いただいたとおり、指針が改正されたからですね。例えば、5ページの下から4番目の「大規模事業者（HACCPに基づく衛生管理を実施する施設）への専門監視件数」が、令和3年度から三角（△）、丸（○）、丸（○）、丸（○）、丸（○）と変わっていったんじゃないですか。要は5年を同じように見て、三角（△）があるからこれだよという話で評価をするのか。三角（△）から丸（○）に移っているというのは、いいことなのではないかと私は思います。バツ（×）があった、例えば、6ページの上から3番目の「ウ．食品検査の実施」、これは先ほど会長もおっしゃっていただいたとおり、コロナの影響があってできなかったというのはそのとおりで、バツ（×）がついているけれども、バツ（×）、三角（△）、丸（○）、丸（○）、丸（○）っていったら、これは良くなっていったということではないですか。良くなっていったことを、バツ（×）があるから「C」ってやっていいんですかね。やっぱり計画は、都度都度の年度の評価も大事ですけども、ゴールに向かって、ダメだったところは変化していったと、良い方向に向いてるよっていうのをしっかり評価をしないと、最初の評価の年に、バツ（×）がついたら、もうダメじゃんってなりません。変化をするところを見ないのは、私はよろしくないんじゃないかなと。だから、丸（○）が三角（△）になりましたよねっていうさっきの5ページのウも、これは指針が改正されたから、たまたま三角（△）になっているだけであって、やったことはちゃんとやっているわけだから、本来は丸（○）じゃないですか。ルールが変わっただけだから。ここも、三角（△）があるから、「B」ですよ、みたいになるのはいかなものかと思ったんですけど、経年的な評価の、一個一個の結果の推移をどのように県としては評価しようと考えていらっしゃるのか御質問です。以上です。

### 【会長】

ありがとうございます。大変重要な点を御指摘いただきました。評価方法は、内部で決めたやり方でございますか。委員の御指摘は、最も重要な点でございます。改善しているところは、効果が大きいということで、事業評価の時もプラスの評価をしますよね。

### 【食品安全推進班長】

確かに今回の評価、非常に昨年度末に悩みまして、5年前、第3期計画の評価の時には、「C」がついたら「遅れている」という評価をしていたんですね。ただ今回、コロナ禍にあってできなかったことが、最終年度に達成したことについて、「遅れている」という言葉はおかしいだろうというのは非常に私達も思いまして、どうしようかと言葉を色々と考えた上で、達成できなかった年度があるとせざるを得なかったところです。

農政部の、途中で指針が変わったものについても、指針が変わったのだから、注釈をつけて丸（○）という形で提案しましたが、やはり指針が変わったとはいえ、最初の計画ではこうやっていたから評価としては三角（△）にしたいという意見もありまして、結果的にはことのような形にはなってしまいました。ただ最終的に議会と県民の皆様公表するときには、評価としては言葉として「概ね達成していた」等の言葉になると思いますが、実績としては、会議でお示しするために見やすくするために、丸（○）、バツ（×）、三角（△）や「概ね良好」等の言葉を使っております。確かに、非常に大規模なHACCPの施設、とにかく頑張っ行ってこうといって頑張っって5年で100件達成したところもありますし、その後、頑張りを見ていただくのは非常にありがたいのですが、評価方法としては非常に悩んだ案件でした。

### 【委員】

HACCPであろうとなかろうと、バツ（×）が1個、途中でついたらもうダメですという評価にするのか、三角（△）が丸（○）、バツ（×）が丸（○）に移っていったその変化をどう評価するのかっていうところだと思うんですよ。HACCP関係ないです。「A」が3つあるから「良好」ですよっていう風になった時に、「B」が1個あったらもう「概ね良好」にしかならないということかもしれません、変化をどう評価するかっていうところは、やっぱり最終年度はしっかりしないといけないのではないかなと思います。

そうでないと、例えば、3年目にバツ（×）がついたとすると、最終年度でバツ（×）の評価がつくよねって分かっちゃうじゃないですか。下がるのが問題なんですよ。丸（○）が三角（△）になるのも問題です。だけど、丸（○）が三角（△）になって、また丸（○）になりましたっていったら、頑張ったねじゃないですか。それをどう評価するんですか。

### 【会長】

ありがとうございます。では中村副会長、お願いします。

### 【副会長】

事務局が答えにくいと思うので、代わりに答えます。4ページの上にある評価法、丸（○）、ペケ（×）、三角（△）とか、「A」「B」「C」とかは、あらかじめ決めておくものです。したがって、最終評価ということについては、この決められたものに従って、ある意味で機械的に当てはめていっただけのものです。後から変えるっていうことはできません。従って、今の話とても重要なんですけども、あらかじめ決めたものに従って行うということで仕方がない。次の計画の実績評価をやるときに、あらかじめ決める中で今のようなことは考慮してこうゆう評価にしますということで対応するしかないと

思っております。以上です。

【会長】

ありがとうございます。副会長の御指摘も本当にその通りだと思いますので、次回の評価の時には、御指摘も踏まえて、また事務局の方でもよく検討していただくということではよろしゅうございますか。

それでは、他の御意見、御質問等ありましたらお願いします。

【委員】

御説明ありがとうございます。4 ページの一番上の表が3 つ並んでいるところの真ん中の「② 5 年間の達成状況」の表のところで、最終年度で評価する場合、達成率が 80% 以上で「A」という基準があります。5 年間、年度ごとで評価しない項目としては、例えば（1）の①の「ア」とか、同じく「ウ」とか、（2）の①の「イ」が該当すると思いますが、この表を見やすくするために、例えば、（1）の①の横線が5 つ並んでいる最終年度の R7 年のところは、95 とか数値を書いた方が、最終年度の基準がわかりやすくなると思います。この変更は簡単にできると思いますので、ぜひ御検討いただきたい。

16 ページの（1）目標値のところで、「目標値の考え方」というところ「約 100 件」となっていますが、指標名のところには専門監視「件数」と書かれているので、「件」なのかなと思いますが、14 施設とか 18 施設とか、「施設数」で数値が各年度書かれています。大規模事業者ということでいくと、やはりここは 100「件」ではなく、100「施設」かなという感じがします。

あと、目標値の考え方として、「5 年間で全施設の監視指導を実施」という考え方に基づきますと、「概ね達成」となっていますが、「達成」なのかなと思います。ただ、目標値の「年間 20 施設」というところを見てしまうと、「概ね達成」ということになります。本質的な考え方でいきますと、5 年間で 100 件ということで、これがもし全施設ということであれば、目標値として、より総括的に考えますと、「達成」ということになるのかなと思いました。

あとは、分かりづらいところとしましては、その下の小規模事業者のところで、「※取り組み具合は～」という文言が、ちょっと分かりづらいというか、考えてみても分からなかったのですが、各年度毎に令和 3 年 859 施設から始まりまして、最終的に 4,043 施設になっていますけど、例えば、令和 3 年度は 859 施設で 2.7 項目じゃないですか。これが 859 施設の 2.7 項目平均というが、最終年度まで固定なのか、あるいは、年度ごとにこの 859 施設も再度調査し直しているのかが、これが分からない。何となく想像としては、R6 から R7 で、3,383 から 4,043 に上がった時に、項目数が一気に上がっていますので、700 施設ぐらいを新たに追加しただけで、これだけ平均値が上がったとは考えにくいので、とり直しているのかなと思うんですけど、そうすると、「※取組具合は～」以下の文言が適切というか、そういうイメージにはならない。だから、そこを御検討いただいた方がいいかなと思います。

7 ページに戻りますけど、（1）目標値のところ「ア」の「目標値の考え方」のところ

で、「基準年（29%）」という記述がありますが、ここだけこのパーセンテージが何に基づくものかという記載がないんですね。だから指標名で見ますと、「取組及び組織」となってますけど、取組数に基づきこのパーセントが求められているのか、組織の数をベースに求められているのかが分からない。おそらく農場数なのかなと想像はするんですけど、この項目だけが何をベースにパーセンテージが求められているのか書かれてないので、これも、御検討いただいた方がいいかなと思いました。以上です。

【会長】

ありがとうございます。事務局いかがでございますか。

【保健福祉部医薬・生活衛生課長】

いただいた意見を参考にさせていただいて、修正させていただきたいと思っております。

【会長】

重要な点を御指摘いただきましたので、事務局の方で、修正も含めて検討させていただきますので、よろしくお願いします。

どうぞ他に皆様、せっかくでございますので、今日、新任の御紹介をいただきました委員の皆様、自己紹介も含めて御意見、御感想をいただければ大変ありがたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

【委員】

とちぎ食の安全・安心の4期計画の報告をいただきました。事業者、生産者の役割、そしてまた行政の役割、それぞれがあらうと思います。そこで一番大事なのは、やっぱり消費者である県民です。県民の皆さんが、食に対して安全・安心でなければならない。初めに会長から、話があったように、ゆばの話もありましたし、牛乳、アイスクリームの話もありました。栃木県は、生乳では北海道に次いで全国2位ですから、本州では一番です。ですから、おいしいものがあるので、安全・安心な食をしっかりと県民の皆さんに提供したい。そこで行政と事業者、生産者だけでなく、そこに、消費者も混ぜて、どういうものに危険があるのか、リスクがあるのか、そういう情報共有・意見交換が一番必要ではないかというふうに思っていますので、その点についてお考えがあれば、お聞かせ願いたいというふうに思います。

【会長】

はい、ありがとうございます。それでは事務局、お願いします。

【保健福祉部医薬・生活衛生課長】

御質問ありがとうございます。リスクコミュニケーションの考え方なのかなと思いますが、消費者、生産者、行政三位が一体となって、リスクコミュニケーションの場というのを設けてございます。年2回開催してございまして、1つが広く県民に向けたリスクコミュニケーションの場、そしてもう1つが、食に対する関心が高い世代であります子育て世代を対象としたリスクコミュニケーションをやっております。年2回開催してございます。

そのテーマにつきましては、県政世論調査ですとか、食に関する大規模な事故、あと誤った認識をされている食品などから、テーマを絞ってきておりまして、参加者の方に興味を持っていただけるようなテーマを考えてございます。

消費者、事業者、行政、その三位が、双方向で意見交換ができるような場を設けさせていただいてございます。過去のテーマでございますが、一般県民向け広くやるリスクコミュニケーションにつきましては、「安全な食品って何だろう」、「食品添加物に考える」、「健康食品との正しい付き合い方」というテーマで実施しました。

子育て世代に向けたリスクコミュニケーションにつきましては、子育て世代で問題となる「離乳食、ベビーフードに使われている食品添加物などについて」や「もっと身近な冷凍食品」、冷凍食品ご家庭でいっぱい使うかと思うんですけど、そういった内容です。あとは「おいしく安全な加熱調理のポイント」ということで、加熱調理の必要性について子育て世代向けにリスクコミュニケーションとして実施した実績がございます。そういった取り組みをして、消費者の信頼を得るように努力をしているところでございます。

【委員】

ありがとうございました。やはり県民の皆さんでは、食の安全・安心に非常に関心を持っている方と、そうでない方がいます。いろんなものを買っても表示などを見ない人もいれば、添加物が何入っているのか、そうゆうのに詳しい人もたくさんいます。残留農薬に詳しい人もいますけども、やはり県民の皆さんに、食の安全・安心ということについて考えてもらう機会をどんどん増やしていただきたいと要望いたします。以上です。

【会長】

ありがとうございました。大変重要な点をご指摘いただきました。それでは続きましてお願いします。

【委員】

ちょっと先ほどの意見と似ているのですが、いわゆる私たち農業士ということで、生産の現場で、買ってもらわなくてはならないという立場で、安全・安心っていうのは常に心がけています。ただ、残念なことに、世の中の流れなのか、国の政策なのかちょっと分からないのですが、物が足りないというと、必ず海外から輸入されますよね。その中で実際、日本の基準と海外の基準が違うじゃないですか。だから、できれば先ほど言われた栃木県もそうなんですけど、日本のもの、地産地消じゃないですけど。どんどん農家の方も高齢化になって、今どんどんやめています。若い人が残念なことながら、やらないのが多いですよ。だからもうちょっとその辺、我々生産者も頑張っていますが、ぜひ行政の皆様、あと消費者の皆さんもですね、実情をわかっていただいて、これから頑張っていければなと思っています。

【会長】

よろしく願いいたします。それでは続きましてお願いします。

【委員】

この食に対する安全ということに対して、こんなにたくさんの方が県の中で議論されているってことに、ちょっと今日びっくりしました。私は生産するっていうことが主力として農業をやっています。やっぱり農薬とかそういうことも色々考えますけれども、農薬を使わないでやると商品が悪くなるとか、商品が悪くなると消費者は買わない。そういうことを理解してもらうためにも、もう少し私たちの方から PR していく必要があるのかなというふうには思います。まず生産者は安全に安心に作るように努力をしていて、生産者から販売者、販売者から消費者といろんな人の手がかかる、手が渡っていく間に、それが損なわれることがないような形をとっていただけるとありがたいなというところですよ。

私、県の方で色々出たことがあるんですが、前「安心安全」っていうような感じの文言になってた時に、先輩が「本当は安全だから安心なんだよ。だから安心安全っていう言葉はおかしいんだよ」っていうことを言ってたんですね。それで今日来たら「安全で安心」っていう順番がこのようになってたことに、とても嬉しく思ったことと、統一していただけるとありがたいと思います。

栃木県女性農業士会の会長をやりながら、色んな形で食育みたいなものもお伝えしてるんですけども、ぜひ栃木県産のものを食するというのと、それを子どもたちに伝えて、子どもたちから母親たちに、そんなの買わないで栃木県産の買おうよって、言っていただけるような形を取るように食育、また食との安全安心を考えながらも、また活動していきたいと思っています。しがない農家なので、意見なんてできないので、実情自分たちができることはこんなことですよっていうことをお知らせいたしました。

【会長】

ありがとうございます。よろしくお願いします。それではよろしくお願いします。

【委員】

ふと疑問に思ったっていうぐらいのことなんですけども、6 ページの②の食品等事業者に対する監視指導の充実という項目で、コロナ禍の影響があって、食品検査等が非常に厳しい状況に置かれて、そういう影響でバツがついたんだという話だったと思うんですけど、これはあのコロナ禍になったので、そういう検査需要そのものが消失してしまったのか、でもコロナ禍とはいえ人はものを食べているので、検査しなくていいよという話では多分ないんじゃないかと、ちょっとこう思ったわけです。ただ、この時に何かをできたのかというと、それはなかなか厳しい未曾有の事態ですから、難しかったのかなと思う反面、ああいうことって起きてほしくないですけど、起きてもおかしくないという意味では、今後ですね、こういうところの食品検査の実施というのをどう担保するのか、もしくはもうその状況になれば、この形の検査というのは需要がもうないんだということであれば、また話違うんです。その辺どうなんでしょうか。

【会長】

ありがとうございます。

【食品安全推進班長】

この当時はですね、検査の需要というよりは、人がいなかったというのが一番の大きな要因になっていると思います。保健所では、やっぱりコロナの電話対応に食品衛生担当の人もローテーションでかなり取られまして、収去の検査に行く人すら取れないで、最低限の業務、何を残すかって言った時に、やはり営業許可施設の立ち入り検査も、更新とか新規の時には立ち入りして確認しなきゃいけないので、それはもうなくすことはできない。それ以外で、とにかく最小限にしろと、その分のリソースをコロナに回すということになっていましたので、このような結果になっています。あとはやっぱり検査するにあたって、食品を製造所に取りに行かなきゃいけないんですけども、そこで何かあったら業が止まってしまうから入ってくれるなというようなこともありまして、基本的にはそちらのリソース、人員のリソースをコロナに相当割いたというところになっています。先ほどの大規模な HACCP の施設なんですけども、その専門監視指導というのは本庁の職員と保健所の職員が組になって大規模施設で立ち入りしているんですけども、本庁でも当時の班長は感染症にまるっきり取られてしまって、あとは検査部門にも人を派遣したりとかして相当人がいなくて、他の業務に出る余裕もなかったというような実情でございます。

【会長】

よろしゅうございますか。はい、他にございますでしょうか。

【委員】

日本と海外ではいろいろな農薬とか添加物の基準は違うんですけれども、国内にどこから品物を入れてくる時には、日本の基準に合っていないものは国内には入れられませんので、一応基準内。それからそれを考えると、日本の農家さんほどルールをしっかりと守っている農家はいないんですよ。それは他の諸外国の農産物などが検疫で引っかかって、もう入れてもらえないことから考えると、最近ベトナムとか非常にアウトになるんですけれども、やはり日本の農家さんというのは、もう真面目にルールを守ってやってらっしゃるということで、自信を持ってもらいたいなというふうに個人的には思っております。

【会長】

ありがとうございます。ぜひ自信を持ってですね、今、素晴らしいエールのお言葉をいただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

もう少しですね、この後もまだ報告事項等もございますので、この議題の方ですね、（２）のその他について先にお諮りしたいと思いますけど、事務局何かございますか。

はい、ありがとうございます。それでは報告事項いくつかございますので、まず最初に、

（１）のとちぎ食の安全、安心、信頼性の確保に関する基本計画の、今お手元に配られてます５期計画の概要について、事務局から御説明をお願い申し上げます。それではお願いします。

【保健福祉部医薬・生活衛生課長】

とちぎ食の安全、安心、信頼性の確保に関する基本計画、５期計画の概要についまし

て御説明をいたします。

今年度からスタートしておりますとちぎ食の安全、安心、信頼性の確保に関する基本計画 5 期計画につきましては、昨年度開催いたしました当会議におきまして、委員の皆様にご最終素案につきまして御意見をいただき、今年 3 月 27 日に策定をされたところでございます。貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。本日は 5 期計画策定後初めての会議となりますので、概要につきまして私の方から御説明をいたします。お手元の資料ナンバー 2、5 期計画の冊子を御準備いただければと思います。

2 ページ、3 ページを御覧ください。本計画につきましては、県政の基本方針でございます「新とちぎ未来創造プラン」や「栃木県農業振興計画」と連携、調和を図りながら推進するものでございまして、2 ページにありますとおり、4 期計画に引き続き、生産から消費に至るまでの食品の安全性と信頼性を一貫して確保するため、関係する施策の継続的な推進、及び将来を見据えた食の安全の確保を目指すことといたしてございます。本計画は、とちぎ食の安全、安心、信頼性の確保に関する条例第 8 条に基づくもので、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 か年を計画期間としてございます。本計画では、食の安全及び食の安心、信頼性の確保を目的としております。食品の安全性が科学的根拠に基づいて確保されていることはもとより、その取り組みについて消費者、生産者、事業者、行政等の関係者が情報を共有しまして、相互理解を深めることで、食に対する安心を得ることが何よりも重要でありますことから、従来の施策を継続しつつ、食を取り巻く情勢の変化や国の動向等も踏まえまして、4 期計画の施策を整理し、目指す方向性をより明確にいたしました。

計画の基本的な考え方は、4 ページ上段を御覧ください。基本的な考え方の 1 つ目が、生産から販売に至る各段階における食の安全の確保、2 つ目が消費者の食に対する信頼性の確保、3 つ目が将来にわたる食の安全の確保の 3 つを基本目標として掲げまして、これに基づく 16 の施策目標を設定してございます。生産から販売に至る各段階における食の安全の確保では、食品の安全性を確保するため、事業者による自主的な取り組みを推進するとともに、行政による監視指導の実施や健康危機管理体制の強化を図ってまいります。

消費者の食品に対する信頼性の確保では、食品の安全性に対する県民の信頼を確保するため、消費者、事業者、行政等関係者間の情報共有及び相互理解の促進を図ってまいります。

将来にわたる食の安全の確保では、食の安全を将来にわたり継続的に確保するため、食の安全に取り組む人材の育成、調査研究の推進、さらに、生産から消費に至る各段階において、環境に配慮した持続可能な社会の実現のための事業を推進してまいります。

5 ページの施策体系一覧を御覧ください。5 期計画では、3 つの基本目標、16 の施策目標、39 の個別事業を設定しております。また、このうち 19 の項目について指標を設け、それぞれの目標値を設定し、施策を推進してまいります。目標値一覧につきましては、6 ページを御覧ください。計画の進捗管理につきましては、毎年度、施策ごとの取

組状況や目標値の達成状況等を当会議に御報告し、御意見を伺いながら、より効果的な施策の実施に努めてまいります。5期計画の概要につきましては、以上でございます。

続きまして、各施策目標における指標及び個別事業につきまして、農政部及び保健福祉部からそれぞれ御説明をいたします。

#### 【農政部次長】

続きまして、同じ資料の5ページを御覧ください。5ページの表の緑色の部分ですね。基本目標1の生産から販売に至る各段階における食の安全の確保につきましては生産段階における農産物、畜産物、水産物、特用林産物ごとに施策目標を設けており主に農政部に関連する項目でございます。

8ページ、9ページを御覧いただきたいと思います。(1)施策目標①安全な農産物の生産の推進についてですが、農産物の安全確保を図るため、生産段階においては、農薬や肥料の適正な使用や衛生管理などを徹底するとともに、生産者自らが生産工程管理の実施、記録、点検及び評価を行うことにより、持続的な改善を推進することとし、4つの施策、個別事業と2つの指標を設定しました。

5期計画での指標としましては、9ページにございますけれども、農薬管理指導士の新規認定者延べ数を1つの指標に設定しました。こちらは、農薬使用者、農薬販売者及び営農指導員などを対象に、農薬に関する専門的な研修と研修内容の習熟度合いを判定するための試験を実施し、一定水準以上の知識を有するものを育成する取り組みとなっております。

2つ目のイ農薬使用者、販売者に対する立ち入り検査件数につきましては、4期計画からの継続の指標になります。県内の農薬販売届出を出している店舗数は約1,000件あり、おおむね5年に1度、農薬取締法に基づく立ち入り検査を実施できるように計画しております。引き続き、農薬使用者及び農産物等の安全性を確保してまいります。

また、4期計画で定めておりました県GAP規範に基づく取り組み及び農場点検を行う組織につきましては、県GAPが国の指導によりまして国際水準GAPに引き上げるようになったことによります制度の廃止に伴いまして、今回指標から削除することとしましたが、施策の展開としましては、GAP指導者の育成による指導体制を強化するとともに、引き続きGAPの取得を推進してまいります。

続きまして10ページ11ページを御覧ください。施策目標2「安全な畜産物の生産の推進」につきましては、家畜の飼養衛生管理のさらなる向上、動物用医薬品の適正使用などを図ることにより、安全な畜産物の供給を推進することとし、3つの施策展開、個別事業と3つの指標を設定しました。5期計画1つ目の指標には、4期計画中の2つ目の指標でありましたHACCP方式に基づく管理手法の指導、農家指導実施件数でしたが、これを変更しまして、HACCPの考え方をより広めていくため、家畜生産農場における衛生管理対策の指導を設定しました。

2つ目の指標には、人獣共通感染症のサーベイランスの徹底を継続して指標に設定しました。3つ目の指標、家畜生産現場における薬剤耐性菌の調査ですが、生産時点での

衛生管理のみならず、農場における不明疾病の原因究明を行う病性鑑定の実施により、安全な畜産物の生産につなげてまいります。

4期計画で定めておりました、1つ目の指標、動物用医薬品飼料に関する指導検査数につきましては、これまで軽微な指導事例はあるものの、適正使用実態調査や立ち入り検査、収去検査等で適正さを確認できていることから削除いたしました。

資料2の12ページを御覧ください。施策目標③安全な水産物の生産の推進につきましては、水産用医薬品の適正使用等の養殖衛生管理のさらなる向上を図ることにより、安全な水産物の供給を推進することとし、2つの施策展開、個別事業と1つの指標を設定しました。養殖衛生管理に関する指導実施事業者数につきましては、基本的に全事業者、養殖業者及び漁協57者を巡回指導対象として指標を継続して設定しました。

なお、4期計画で指標としておりました各漁協管内における放射性物質モニタリング検査ですが、県内水産物の放射性物質に係る規制はすべて解除され、安全性が確認されていることから、指標としては削除いたしました。しかし、モニタリング検査自体は引き続き取り組んでまいります。

続きまして、資料2の30ページ31ページをお開きください。

基本目標3将来にわたる食の安全の確保施策目標①環境に配慮した事業の推進について、3つの施策目標個別事業と1つの指標を設定しました。こちらは4期計画の際には、基本目標1生産から販売に至る各段階における食の安全の確保の(1)①の指標でしたけれども、今回はこちらの方に移動をしております。

天敵農薬の活用を含む総合的病虫害雑草防除管理、いわゆるIPMの様々な手法によりまして、環境に配慮した農業の推進に寄与するため、引き続き取り組み拡大を推進してまいります。農政部からの説明は以上となります。

#### 【会長】

ありがとうございます。

#### 【主幹】

続きまして、環境森林部及び保健福祉部関連項目について、主に指標を設定している事業を中心に御説明させていただきます。13ページを御覧ください。基本目標1の(1)生産段階での安全確保、施策目標④安全な特用林産物の生産の推進について説明します。特用林産物の原木しいたけについてですが、放射性物質モニタリング検査の実施や、新たに策定した栃木県きのこの放射性物質低減対策ガイドラインに基づき、安全な生産流通を図っていくとともに、個別事業として、引き続き特用林産物の放射性物質対策による安全な生産促進などに取り組んでまいります。目標値については、野生山菜、きのこ販売所の巡回を指標とし、巡回対象の販売所全てを年1回以上指導し、安全な特用林産物の供給の推進を図ってまいります。

次に14ページを御覧ください。基本目標1の(2)製造・加工・流通・販売段階での安全確保、施策目標①食品等事業者による衛生管理の推進について説明いたします。食中毒の発生は、食事提供数が多い場合に規模が多くなる傾向が見られることや、重篤な

健康被害をもたらす場合が危惧されているところでございます。

15 ページ 16 ページを御覧ください。HACCP の定着促進、適正な食品表示の促進など、各種個別事業を設定するとともに、それに応じた目標値を定め、信頼される食品供給の促進を図ってまいります。なお、4 期計画で指標とした点検 5 項目については、これまでの点検結果から、重要管理項目の設定や管理記録の不備が課題であると整理できたため、別に毎年策定する栃木県食品衛生監視指導計画に基づき、丁寧な指導助言を行っていくのが効果的と判断したため、本計画の指標から外したことを申し添えます。

次に 17 ページを御覧ください。基本目標 1 の施策目標②食品等事業者に対する監視指導の充実について説明します。こちらは、別に毎年策定する栃木県食品衛生監視指導計画等に基づき、重点的かつ効果的な監視指導を行っていくこととし、同計画で定めた目標の到達に向けて取り組んでまいります。

続きまして、19 ページを御覧ください。基本目標 1 の（3）食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化、施策目標①食品安全行政の総合的な推進について説明します。こちらは、食品の安全確保に関する全庁的な推進体制である栃木県食品安全推進本部を中心として、部局横断的に総合的な施策の推進を図ってまいります。

20 ページを御覧ください。個別事業については、引き続き総合的な食品安全行政の推進などに取り組み、目標値として、残留農薬一斉分析法における検査項目数の維持を 300 項目以上とし、4 期計画の 270 項目から増やし、食品安全管理体制の維持・運営に努めてまいります。

続きまして、22 ページ、23 ページを御覧ください。基本目標 2 の（1）消費者事業者行政間の情報の共有、施策目標①事業者行政からの情報発信について説明します。個別事業として、消費者の学べる場の提供などを推進しながら、かつ迅速でわかりやすい情報発信を行うとともに、食の安全に関する知識習得を支援し、情報の共有化を図ってまいります。目標値については、食の安全に関する情報発信回数を指標とし、年間 50 回以上の情報発信に取り組んでまいります。

続いて 25 ページを御覧ください。基本目標 2 の消費者・事業者・行政間の相互理解の促進、施策目標①消費者・事業者・行政間の相互理解の促進及び支援について説明いたします。食品の供給に関する信頼性の向上を図るため、26 ページに掲げた各種個別事業を進めながら、消費者、事業者、行政間相互で情報の共有を図ることとし、目標値については、リスクコミュニケーションを実施するための場を年間 2 回以上設定し、意見交換等を通じた相互理解の促進を図ってまいります。

27 ページを御覧ください。基本目標 3 の（1）の食品を守る人材の育成、施策目標 1 専門的な知識を有する職員の資質向上について説明します。食品表示の指導を行う際には、食品表示法以外の他法令が関わり、関係部局との連携や法改正が頻繁に行われる実情から、その対応が必要となることから、個別事業として、食品の安全確保に向けた職員の資質向上、技術研鑽を図るための研修の充実に取り組むとともに、目標値については、食品表示関係者等の事例検討会を年 1 回以上実施することに努めてまいります。

28 ページを御覧ください。施策目標②、将来に向けた食品安全に関する理解促進及び人材の育成支援について説明します。食中毒予防など食品の安全性に関する基本的な知識は、子どもの頃から習得し、日常生活での習慣化が必要であるため、将来、食品に関わる生徒や学生など、自ら食の安全に取り組む人材育成が重要であります。個別事業として、食品の安全性に関する知識習得への支援に取り組むとともに、目標値については、県内小中学校を対象とした講習会の実施市町数を指標とし、宇都宮市を除く市町に対し、年5市町以上講習会を実施し、将来に向けた人材育成に努めてまいります。

以上、5期計画に基づく個別事業等に関する説明を終了します。

#### 【会長】

ありがとうございました。ちょっと時間の関係もございますので、先に（２）の令和7年度、2025年度栃木県食品衛生監視指導計画の実施結果について、事務局から御説明をお願いいたします。

#### 【食品安全推進班長】

令和7年度の栃木県食品衛生監視指導計画の実施結果について説明させていただきます。資料としましては、資料4が13ページから構成されている全体版で、資料3が概要を両面1枚にまとめたものになります。

食品衛生監視指導計画は、食品衛生法第24条で、都道府県が地域の実情を勘案し、毎年度定めることとされており、これに基づき策定しているものでございます。また、とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画でも、この監視指導計画の結果を指標の1つとしているところでございます。結果につきましては、資料3の概要版に沿って説明させていただきます。

1 監視指導の実施に関する事項について説明いたします。まず、ア営業施設での立ち入り検査につきましては、県内の健康福祉センター、いわゆる保健所が実施しました営業施設での立ち入り検査結果になります。計画数6,260件に対して、立ち入り検査数は6,185件で、達成率は98.8%となり、目標はおおむね達成できました。HACCPの記録確認なども含めた立ち入り検査では、大規模な施設では複数人で半日を要するなど、営業施設1件あたりに要する人員や時間がかかなり増えております。今後、限られた人員と時間で効率的な監視指導を継続していくにあたり、監視指導のランク分けや監視件数の内容についても改めて検討していく必要があると考えております。

違反件数の5件につきまして御説明しますと、すべて無許可営業によるものでした。具体的には、本店が製造許可を持っているから支店では許可不要と考えていたところ、支店でも調理行為が発生していたにもかかわらず、許可が必要とその段階で認識していなかったケースとか、複数の営業施設を持つ会社が営業している施設を誤って廃業手続きをしてしまっていたケースなど、許可に対する認識違いや手続きミスなどが原因でした。これらにつきましては、営業行為を即刻中止させ、食品衛生法の内容について十分に説明した上で、速やかに営業許可の申請を指導しました。

イとウにつきましては、資料の通りとなりますので、後ほど御覧いただければと思い

ます。

2 食品等の検査に関する事項について説明いたします。県内で生産、製造、加工または販売される食品等を対象とした行政による収去検査につきましては、1,557 件の計画に対して 1,605 件の検査を実施し、達成率は 103.1%でした。検査の結果、違反となった食品は 2 製品で、加熱後摂取冷凍食品とアイスクリーム類でした。どちらも細菌数が成分規格を超過していたものでありまして、これらの製品につきましては、保健所の食品衛生監視員が廃棄に立ち会い、適切な製造の徹底について指導しました。

3 食中毒健康危機発生時の対応に関する事項について説明いたします。昨年度発生した食中毒事件は 11 件、患者は 1,752 名となりまして、原因物質はすべてノロウイルスでした。ノロウイルスについては、手洗いなどの一般衛生管理が非常に重要であり、本日委員として参加されております菊地会長をはじめ、食品衛生協会さんには積極的に手洗いマイスター制度の普及をしていただいているところでございますが、我々行政の日々の監視指導や各種講習会でも、手洗いの重要性について引き続き啓発してまいりたいと考えております。

4 の情報共有、リスクコミュニケーション等につきましては、資料の通りでございますので、後ほど御覧いただければと思います。以上、簡単ではございますが、違反が確認された結果などを中心に説明させていただきました。

令和 8 年度におきましても、引き続き監視指導計画に基づく効果的な監視指導の実施に努め、食品の安全性の確保を図ってまいりたいと考えております。以上で、令和 7 年度の栃木県食品衛生監視指導計画実施結果についての説明を終わります。

#### 【会長】

ありがとうございました。7 年度、まあ非常に難しい監視等々指導もそうなんですけど、達成率も 98.8%ということで、本当にお疲れ様でございました。この報告事項につきましても、委員の皆様から御意見と賜りたいとは思っていたんですけど、事務局の方から定刻の時間が、一応予定されている時間、13 時半が参っておりますので、委員の皆様から、何かまだ補足の御意見と、全体を通じて御意見、御質問等ございましたら、後日、事務局の方に、電話でもメールでも結構でございますので、御連絡をいただければ、私と事務局の方でまた調整させていただいて、次回に向けて御対応させていただきますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは最後に中村副会長から恒例の全体を通じて今日のまとめの御発言を賜りたいと思います。よろしくお願いします。

#### 【副会長】

御指名でございますので、報告事項の質問等について後日ということだったんですけど、せっかく機会いただいたので、1 点お願いなんですけども、この第 5 期計画の冊子、非常によくできてて、特に細かな情報について、URL とか QR コードで出てるんですけど、これは 5 年間変えないようにしていただきたい。見ようと思って行ったけどなかったということがないように、変えたとしても、ちゃんとそちらに飛ぶように仕掛けて

おいていただければ大変ありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今日のまとめといいますか、ちょっと気づいた点といいますか、前も申し上げたことがあるんですけども、やっぱり食の安全っていうことについて、正しい知識、理解っていうのが必要なんじゃないのかなという気がいたしました。先ほど出しましたけども、外国では、日本とは規制が違うということで、確かにものによっては日本の方が厳しいものもありますし、逆に日本の方が緩いものもございます。ただ、輸入するときには、まず食物検疫、あるいは動物検疫で、そこで日本の規制値を超えるようなものは、すべてはじかれます。宇都宮市でもですね、昨年、バナナが 100 キロほど、農薬の規制値を超えていた。今年度になりまして、コーヒーがやはり引っかかって、どちらも廃棄処分ということになりました。そこで規制がまず第一段階でかかった上で、食品衛生法その他国内の規制で、これは国産であろうが輸入品であろうが全く同じ基準でかかっています。そういう意味で、密輸品は別ですけども、外国製だから危ない、危険であるというのはやっぱりちょっと違う、個々のものについて考えなければいけないというふうに思っております。

それから地産地消とかですね。それから有機農法とか、こういったことについても、直接は安全ということには関係はしません。間接的にはしないわけではないんですけども、例えば地産地消だと、どちらも大切な話なんですけども、それを安全ということで進めるっていうのは、またちょっと話が違うでしょっていう意味で申し上げます。例えば地産地消だと、その栃木県の農家を盛り立てていくというようなことで当然必要だし、あるいは生産者が見えるということでも当然必要な非常に重要な話だと思ってますけれども、そこに安全っていうことを考えると、必ずしもそうではないでしょっていうのは、生産者が見えるから安全が確保されてますという考え方もないわけじゃないんですけども、そういったことは。有機農法についても、環境という意味では非常に重要な話ではあるんですけども、直接的には安全とは関係しない。そういったことで、やっぱりきちんと何が安全と関係しているのか、何ををもって安全と判断するのかっていうことをきちんと皆さんに理解していただかなければいけないんじゃないかと思いました。以上でございます。

#### 【会長】

ありがとうございました。大変重要な点をお教えいただきまして、私たちも安全というこの極めて重要なこの推進会議の命題について改めて考える重要性を御指摘いただきまして、本当にありがとうございました。

それでは大変申し訳ありませんですけど、先ほど申し上げましたように、追加的な御意見御質問等ございましたら、事務局の方に御連絡をいただければというふうに思っております。本日は時間の関係もございまして、十分全員の皆様から御意見を拝聴することができず、大変申し訳ありませんでした。本日の議事は全て終了させていただきます。事務局におかれましては、各委員の皆様からいただきました御意見、御提言等を行政として今後も十分反映していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。本日は

は長時間にわたりまして、熱心に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。  
それでは進行を事務局、司会の方にお返しいたしますので、よろしくお願いいたします。

【司会】

はい。石井会長、ありがとうございました。それでは最後に一言お礼の御挨拶を申し上げます。

【保健福祉部医薬・生活衛生課長】

委員の皆様におかれましては、大変貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。本日いただいたご意見を踏まえ、今後とも県民の健康確保を第一に、食品安全行政の推進に努めてまいりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、来年度の本会議につきましては、今年度と同様に7月中旬頃の開催を予定してございます。ご都合を送り合わせの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。本日は活発な御審議と貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。

【司会】

以上をもちまして、第36回とちぎ食の安全安心推進会議を閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。